

広島県告示第八百九号

次の上欄に掲げる者から、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があった。
 なお、指定漁船に係る指定漁船調書は、次の下欄に掲げるとおり縦覧に供する。

平成三十年十一月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

上	発起人の住所及び氏名	大竹市玖波三丁目九一六 三紙 靖弘 大竹市油見二丁目七一六 平内 康夫 大竹市晴海二丁目一―二三 中曾 和成 大竹市玖波三丁目一〇―八 下井 正幸
	加入区	くば
下	欄	法第百十三条 第一項の申出 をする漁業協 同組合の名称
	縦覧期間	平成三〇年 十一月一五 日〜平成三 〇年十一月 二九日
欄	縦覧場所	くば漁業協 同組合